

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅諭印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サントメ・プ リンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 H15.2.7まで	H14.2.8 サントメ で (同日)	日本側 藤原定在サントメ ・プリンシペ大使 サントメ・プリンシペ側 マテオス・メイラ・リタ 外務・協力・共同体大臣	H14.8.21 362号
サントメ・プ リンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 H16.3.31まで	H15.4.16 サントメ で (同日)	日本側 藤原定在サントメ ・プリンシペ大使 サントメ・プリンシペ側 マテオス・メイラ・リタ 外務・協力大臣	H16.6.11 254号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

サントメ・プリンシペとの無償資金協力取極一覧